第十三条の二中「及び前二条」を「、第十二条第一項及び第三項並びに前条」に、「これらの規定」を「第十一条第二項及び第十二条第三項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「裁判所書記官」と」の下に「、同条第一項及び前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」と」を加え、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　担保権利者に対する権利行使の催告

二　口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

第十五条第二項中「第九条第九項」を「第九条第七項」に改める。

第二十条第二項中「含む。）」及び「写し」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第二十一条第二項中「裁判所が相当」を「裁判所書記官が相当」に、「裁判所が支給」を「裁判所書記官が支給」に、「裁判所が定める額によつて」を「裁判所書記官が定める額によつて」に改める。

第二十二条第二項及び第二十三条第二項中「、裁判所」を「、裁判所書記官」に改める。

第二十四条中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

第二十八条の二第一項中「第百五十六条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

別表第一の七の項中「若しくは第五十二条第一項又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百三十八条第一項若しくは第二項」を「又は第五十二条第一項」に改める。

別表第一の八の項を次のように改める。

八	再審の訴えの提起（簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものを除く。）	四千円

別表第一中九の項及び一〇の項を削り、同表の一一の項中「一一の二の項イ」を「一〇の項イ」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の一一の二の項中ハを削り、ニをハとし、同項を同表の一〇の項とし、同表中一二の項を一一の項とし、一二の二の項を一二の項とし、同表の一六の項イ中「第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及び」を削り、同表の一七の項イ(イ)中「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加え、「、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て」を削り、同項ニ中「民事再生法」の下に「（平成十一年法律第二百二十五号）」を加え、同項ホ中「、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て」及び「第百五条の二の三第一項、」を削り、同表の一八の項中「一一の二の項、一五の項」を「一〇の項、一五の項」に、「一一の二の項ロ」を「一〇の項ロ」に改める。

別表第二の一の項中「又は複製」を「、複製又は複写」に改め、同表の二の項中「又は抄本の交付」を「若しくは抄本の交付又は当該記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供」に改め、「百五十円」の下に「（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）」を加え、同表の三の項中「の証明書の交付」を「を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一)　訴訟の目的の価額が百万円までの部分　その価額十万円までごとに　千円 (二)　訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分　その価額二十万円までごとに　千円 (三)　訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分　その価額五十万円までごとに　二千円 (四)　訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分　その価額百万円までごとに　三千円 (五)　訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分　その価額五百万円までごとに　一万円 (六)　訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分　その価額千万円までごとに　一万円 ロ　二千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、被告の数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額
二	控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一の項イにより算出して得た額の一・五倍の額 ロ　千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、八百円）
三	上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一の項イにより算出して得た額の二倍の額 ロ　二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千百円）
四	請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　二の項イ又は三の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ　二の項ロ又は三の項ロに掲げる額